

# 三郷市農政審議会



農地所有者・耕作者のみなさんへ

地域農業の将来をみなさんで考えましょう

# みんなで作る「地域計画」



## 地域計画とは？

地域農業を維持するために、誰が・どこの農地で・どんな作物を・どのように栽培するのか。地域農業の将来の在り方について地域の人々で話し合い、地域の人々で作り上げていく将来計画のことです。

## 地域計画を作るために みんなで話し合うこと

- 1 地域で目指したい農業・農地利用とは？
- 2 地域にある農地は、10年後に誰が耕作・管理する？
- 3 地域で中心となって農業を行っていく農業者は誰？
- 4 地域農業を守るためにはどんな取り組みが必要？



父親から農地を相続したけど、僕は会社員だし管理するのも難しいよ。

まとまった農地で効率的に規模拡大したい!!

自分が引退しても後継者がいない。



## 地域計画を策定すると…

- 概ね10年後の農地を「誰が耕作するのか」の見通しをつけることができます。
- 地域内で進むべき農業の方向(何を、どんな栽培方法で)を定めることができます。
- 今後、農業をしていく人が耕作しやすい環境(効率的な営農環境)に変えていくことができます。
- 国の補助や支援を受けやすくなります。

これから、地域計画の策定とその実行に向け、アンケート調査や皆さんとの話し合いの場を設けて行く予定です。ご協力よろしくお願いします。



# 地域計画策定の流れ



## 1 調査

農業者・農地所有者の方へ、将来の農地利用に関する意向調査を必要に応じて実施していきます。

※地域の話し合いのために必要な調査になりますので、回答のご協力をお願いします。



## 2 話し合い

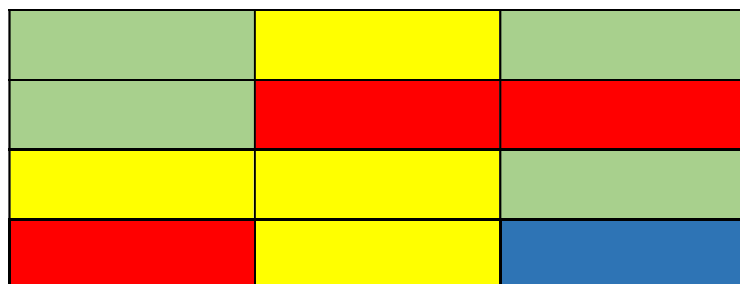
今後、地域ごとに話し合いを実施します。実施日等につきましては、市ホームページや通知文書を通じてお知らせします。その地域にある農地で、現状「誰が耕作しているか」「誰が管理しているのか」を整理し、10年後の農地利用や目指すべき農業の在り方をみんなで考えていきます。



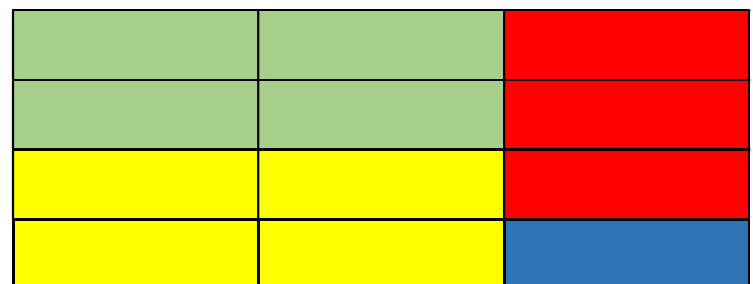
## 3 目標地図を作成

話し合いの結果を反映させた地域計画を作成します。また、この時「10年後に誰がどの農地を耕作するのか」をみなさんで地図に色を塗り、区域分けをします。

### 目標地図のイメージ



農業者の方が点在した農地を耕作している状態を表現したイメージ



話し合いの中で農業者の意向などを確認し農地の集約を図ったイメージ



## 4 公表



完成した地域計画を市が公表します。

区域分けをした担い手の方を、農地の貸付と補助事業で支援します。

現在「耕作している農地」「管理している農地」「所有している農地」を今後どうしていくのか 考えてみましょう。

### 【問い合わせ先】

●地域計画について

三郷市地域振興部農業振興課

048-930-7722 (直通)

●目標地図について

三郷市農業委員会事務局

048-930-7820 (直通)

# 資料 2－1

令和6年6月 日

茂田井地区の農地所有者の皆様へ

三郷市農業振興課

三郷市農業委員会事務局

## 農地利用の意向についてアンケート調査にご協力をお願い

日頃より、農業振興の推進にご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、三郷市では、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域農業の10年後の在り方を示す地域計画の策定を検討しております。

地域計画の対象区域については、市街化区域を除き、地域の実情に合わせて設定することから、本市では農業環境としてまとまりがある茂田井地区を候補地として挙げ、地域の皆様の意向等を確認しながら、手続きを進めてまいりたいと考えております。

つきましては、地域農業の在り方を検討するため、下記のとおり調査についてご協力をお願いします。

## 記

### ○調査対象

別紙の農地を所有されている方

### ○依頼内容

「茂田井地区の農地利用の意向に関するアンケート」のご回答にご協力ください。

また、ご回答の上は、同封した返信用封筒に入れ、ポストにご投函ください。

### ○返送期限

令和6年6月28日（金）

担当

地域振興部農業振興課 功刀、福田

TEL048-930-7722

茂田井地区の農地利用の意向に関するアンケート

※農業経営者の方または、農地所有者の方がご回答ください。

|                                         |                                          |                  |                   |
|-----------------------------------------|------------------------------------------|------------------|-------------------|
| 氏名<br>※法人の方は代表者<br>氏名及び法人名を<br>ご記入ください。 | フリガナ<br>氏名：                              | 生年月日<br><br>(年齢) | 年 月 日<br><br>( 歳) |
|                                         | 法人名：                                     |                  |                   |
| 住所                                      | 〒                                        |                  |                   |
| 電話番号                                    | ※回答内容の確認が必要な場合がありますので、連絡がつきやすい番号をお願いします。 |                  |                   |

問 1. おおむね 10 年後の農業経営の意向について、該当するものにチェックをしてください。

- ☐ 1. 規模を拡大したい
- ☐ 2. 現状の規模を維持したい
- ☐ 3. 規模を縮小したい
- ☐ 4. 10 年以内に農業をやめたい
- ☐ 5. 農業はやっていない

問 2. 農業後継者の有無について、該当するものにチェックをしてください。

- ☐ 1. 自分の家族または親戚
- ☐ 2. 農業法人
- ☐ 3. 農業後継者はいない
- ☐ 4. その他 ( )

問 3. 問 1 で「1. 規模を拡大したい」と回答された方にお伺いします。  
現在の耕作農地からどのくらい拡大したいか教えてください。

増やしたい面積

※㎡やhaなど任意の単位でお答えください。

問 4. 問 1 で「3. 経営規模を縮小したい」、「4. 10 年以内に農業をやめたい」、「5. 農業は  
やっていない」と回答された方にお伺いします。  
現在の耕作または所有農地をどのくらい縮小したいか教えてください。

減らしたい面積

※㎡やhaなど任意の単位でお答えください。

問 5. 同封したパンフレットにある「地域計画」についてお伺いします。  
あなたは、地域農業を維持するために、誰が・どこで・どんな作物を・どのように栽培  
するのか、将来の在り方について、地域の皆さんで話し合いをしたいと思いませんか。  
該当するものにチェックをしてください。

- ☐ 1. 地域計画について話し合いたい
- ☐ 2. 地域計画の話し合いは必要ない
- ☐ 3. わからない
- ☐ 4. その他 ( )

★個人情報の取扱いについて

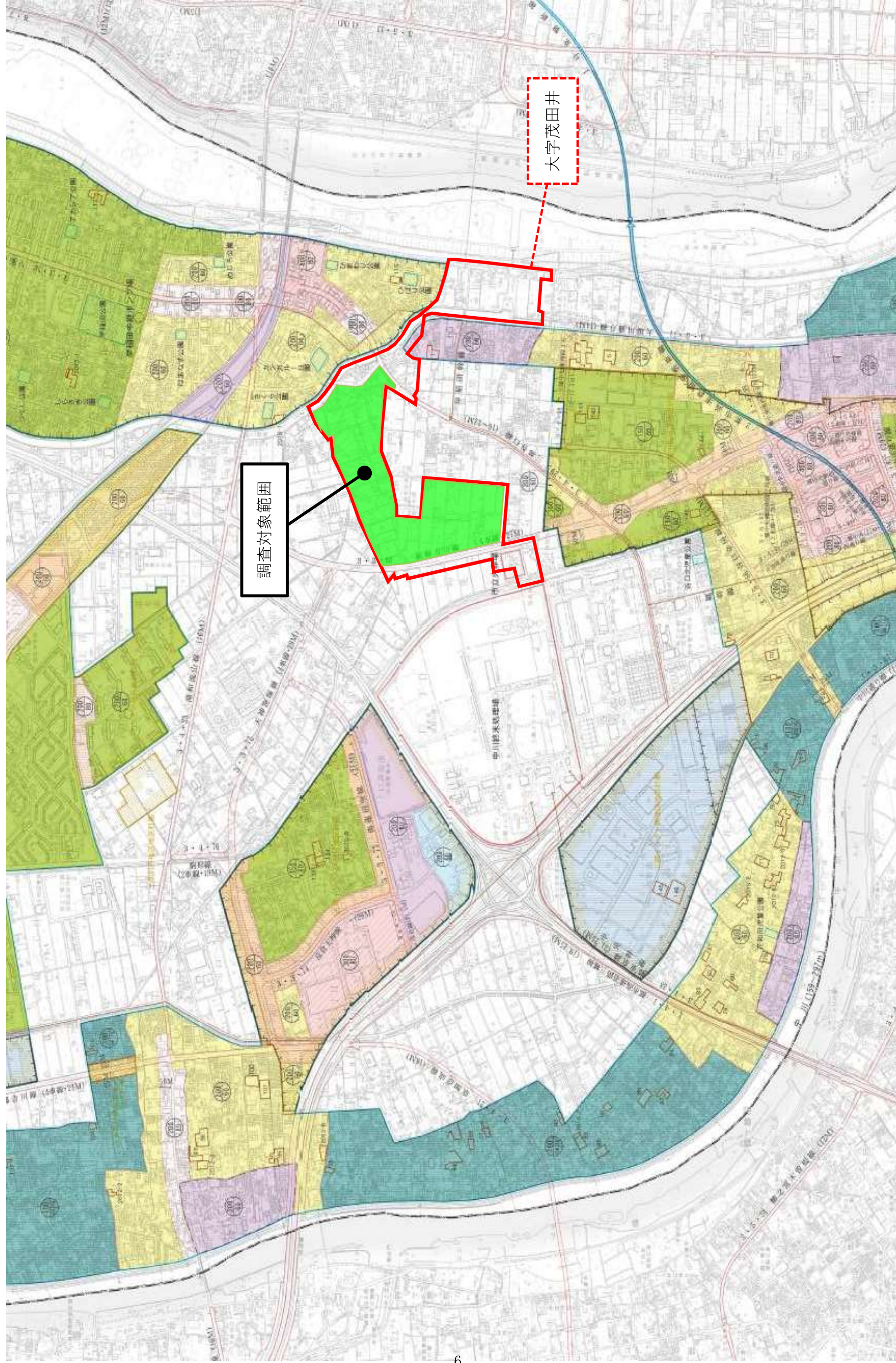
三郷市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、当該調査内容について、地域計画に  
関わる関係機関へ情報提供することに同意します。

令和 6 年 月 日 署名

地域計画策定に向けた工程表

農業振興課  
農業委員会事務局 5/21時点

|                  | 2024年（令和6年）                                                      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 2025年（令和7年） |  |  |
|------------------|------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|-------------|--|--|
|                  | 4                                                                | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |             |  |  |
| 地域計画に関する周知及び地元調整 | <div>4/22農家組合長会議開催、その後地区選定のための地元調整を実施</div>                      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |             |  |  |
| 農地利用意向に関する調査     | <div>6/10農政審議会</div> <div>候補地域選定後、候補地域へアンケートの発送、回収、集計作業</div>    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |             |  |  |
| 協議の場の開催          | <div>8月～11月の間で2，3回程度の開催を想定 関係機関への意見聴取</div>                      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |             |  |  |
| 協議の場の結果公表        | <div>地域計画案の作成及び市HPへの掲載</div>                                     |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |             |  |  |
| 地域計画案の説明会        | <div>12/25農業委員会総会</div> <div>地域への説明会 関係者への意見聴</div>              |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |             |  |  |
| 目標地図の作成          | <div>協議の場での意見を踏まえた目標地図（素案）の作成</div> <div>現況地図及びアンケート反映地図作成</div> |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |             |  |  |
| 地域計画案の縦覧         | <div>6月下旬業務委託契約日</div> <div>縦覧期間は2週間</div>                       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |             |  |  |
| 地域計画の策定・公告       | <div></div>                                                      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |             |  |  |





議題(2)令和6年度三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金審査状況について(報告)

応募案件一覧

|   |       |                                                  |
|---|-------|--------------------------------------------------|
| 1 | 事業名   | 自ら栽培した農産物を使用したカレーの製造・販売事業                        |
|   | 区分    | 6次産業化事業<br>(要綱第4条第1項第2号)                         |
|   | 申請者区分 | 個人                                               |
|   | 内容    | 自家で栽培した農産物を材料としたカレーをつくり、改設する農産物即売所に併設する店舗にて販売する。 |

審 査 状 況 一 覧

|   | 事 業 名                     | 適格／不適格 |
|---|---------------------------|--------|
| 1 | 自ら栽培した農産物を使用したカレーの製造・販売事業 | 適格     |

応募案件 1 事業概要

|                                                                                                                                                                                                       |                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| (事業名称)                                                                                                                                                                                                |                                                       |
| 自ら栽培した農産物を使用したカレーの製造・販売事業                                                                                                                                                                             |                                                       |
| (内容)                                                                                                                                                                                                  |                                                       |
| 自家で栽培した農産物（対象予定作物：トマト、ナス、ホウレンソウ等）を材料としたカレーをつくり、改設する農産物即売所に併設する店舗にて販売する。                                                                                                                               |                                                       |
| (申請に至る経緯)                                                                                                                                                                                             |                                                       |
| <p>令和４年３月に農産物即売所を開設し、約２年間販売・運営してきた中で、売れ残り品やＢ品、規格外品の有効活用が課題となっていた。</p> <p>また、即売所を利用し農産物を購入している方はもちろん、市内在住者を中心にした幅広い層に三郷市産農産物の美味しさを知っていただきたいと考えた。</p> <p>そこで、農産物のＢ品・規格外品等のより良い活用方法のために、今回の事業実施を決めた。</p> |                                                       |
| (準備段階の活動等)                                                                                                                                                                                            |                                                       |
| 令和５年１０月                                                                                                                                                                                               | 令和６年１０月頃の販売開始を目標として、事業推進者パートナーである女性農業者が食品衛生管理者の資格を取得。 |
| 令和６年２月                                                                                                                                                                                                | 店舗建設に係る業者への見積りを依頼。                                    |
| (実施スケジュール)                                                                                                                                                                                            |                                                       |
| 令和６年６月上旬                                                                                                                                                                                              | 店舗建設開始                                                |
| 令和６年７月中旬                                                                                                                                                                                              | 補助決定後、資材（材料保存用冷蔵庫、冷凍庫）購入                              |
| 令和６年８月下旬                                                                                                                                                                                              | 店舗完成                                                  |
| 令和６年４月下旬<br>～５月下旬                                                                                                                                                                                     | メニュー開発、試作                                             |
| 令和６年９月下旬                                                                                                                                                                                              | 提供メニュー、販売品完成                                          |
| 令和６年１０月頃                                                                                                                                                                                              | 営業、販売開始                                               |

|                                                          |                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (資金計画)                                                   |                                                                                                                          |
| 総事業費： 670,000円<br>(使途内訳)<br>資材購入費(材料保存用冷蔵庫、冷凍庫) 670,000円 |                                                                                                                          |
| 資金内訳： 500,000円(市補助金)<br>170,000円(自己資金)                   |                                                                                                                          |
| (申請者による評価項目別の事業PR)                                       |                                                                                                                          |
| 新規性                                                      | 地域には自家生産農産物をJA直売所やスーパーマーケット等の地場野菜コーナー、自宅での直売コーナーで販売をしている生産者が多い。しかし、直売と合わせて地場産の農産物を使った料理を提供する店舗(カレー屋)を併設し、販売することには新規性がある。 |
| 地域性                                                      | 自家生産した農産物を活用した新規経営の立ち上げは、市街化傾向の著しい当地域においては新しい農業経営の取り組みとなり、地域への寄与は多大と考える。                                                 |
| 実現性                                                      | 市及び県等の行政サイドからの援助や定期的な巡回による助言及び新規メニューや試作品作成への料理関係者からの援助により実現性は高い。                                                         |
| 発展性                                                      | 市内の直売志向農業者に対しての影響が見込まれ、今事業による新しい取り組みは地域への波及が高く、より発展性がある。                                                                 |
| 市場性                                                      | 地域で生産された農産物が活用され、新しい特産品としての三郷カレーができることにより、三郷市産農産物のネームバリューが向上し、三郷市内で生産されている農産物の価値がより高まる。                                  |
| 公共性                                                      | 市・県等の行政と連携し、地域の農産物を使った料理をPRし、販売を推進することにより、地域の新名物として定着する。                                                                 |
| 積極性                                                      | 事業の推進者のパートナーである女性農業者の熱意も高く、三郷市の地域農業の積極的なモデルとなる。                                                                          |

応募案件 1 対応方針（案）

「自ら栽培した農産物を使用したカレーの製造・販売事業」

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 項 目 | 評価点 | 項 目 | 評価点 |
| 新規性 | 4   | 市場性 | 4   |
| 地域性 | 4   | 公共性 | 3   |
| 実現性 | 5   | 積極性 | 4   |
| 発展性 | 4   | 合 計 | 2 8 |

申請案件に係る評価区分別の審査結果は次の通り。

|     |                       |                                                                                                                                        |        |
|-----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 新規性 | 評価指標：新しい発想やアイデアが認められる |                                                                                                                                        | 評価点： 4 |
|     | 評価コメント                | 市内には自家生産した農産物を JA 直売所やスーパーマーケット等の地場野菜コーナー、即売所等での販売を行っている生産者が少なからず存在している。しかし、即売所と併せて地場農産物を使用した店舗（カレー屋）を開設した、6 次産業化志向の生産者はおらず、新規性が認められる。 |        |
|     |                       |                                                                                                                                        |        |

|     |                                                                                               |  |        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|
| 地域性 | 評価指標： 地域の活性化につながる取り組みが認められる                                                                   |  | 評価点： 4 |
|     | 評価コメント                                                                                        |  |        |
|     | 地域で生産した農産物を活用した 6 次産業化経営戦略による新規事業の立ち上げは、市街化傾向の著しい三郷市においては新しい農業経営の取り組みとなり、今後の地域活性化に寄与すると考えられる。 |  |        |

|     |                           |                                                                                                  |        |
|-----|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 実現性 | 評価指標： 具体的かつ計画的な事業計画が認められる |                                                                                                  | 評価点： 5 |
|     | 評価コメント                    | 市及び県等の行政側からの援助や定期的な巡回等による助言が得られるほか、申請者は料理関係者との繋がりがあり、試作品や新規メニュー作成に向けた援助や助言を受けられることから、実現性は高いといえる。 |        |
|     |                           |                                                                                                  |        |

|     |                                                                                 |  |        |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|--|--------|
| 発展性 | 評価指標： 持続的な取り組みと認められる                                                            |  | 評価点： 4 |
|     | 評価コメント                                                                          |  |        |
|     | 市内の直売志向農業者に対しての影響が見込まれ、当該事業実施による 6 次産業化の新規取組についての地域への波及性は高く、市内の他生産者への発展性が期待できる。 |  |        |

|     |                                                                                                                         |  |        |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|
| 市場性 | 評価指標： 三郷市産農産物の市場価値が高まると認められる。                                                                                           |  | 評価点： 4 |
|     | 評価コメント                                                                                                                  |  |        |
|     | 三郷市で生産された農産物が活用された新たな6次産業化商品（カレー）ができることにより、三郷市産農産物のネームバリューが向上し、市内全域で生産されている農産物の価値が、市内だけでなく近隣の他市や都県において高まり、市場性の向上が見込まれる。 |  |        |

|     |                                                                                                        |  |        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|
| 公共性 | 評価指標： 行政と連携して事業が行われると認められる。                                                                            |  | 評価点： 3 |
|     | 評価コメント                                                                                                 |  |        |
|     | 市や県等の行政と連携し地域の農産物を使用した料理を PR し、販売を促進することにより、地域の新名物として定着し、三郷市産農産物を使用した特産品が市民に認識されることにより、公共性を発揮すると考えられる。 |  |        |

|     |                                                                              |  |        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|--|--------|
| 積極性 | 評価指標： 事業に対する積極的な取り組みが認められる。                                                  |  | 評価点： 4 |
|     | 評価コメント                                                                       |  |        |
|     | 申請者のパートナーである女性農業者の意識及び熱意が高く、三郷市における農業振興の柱のひとつである女性農業者の活動の積極的なモデルのひとつになるといえる。 |  |        |

## 三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金審査基準

三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第8条に規定する審査基準については、次のとおりとする。

## 1 審査方針

市内農業者又は農業団体が行う、三郷産農産物のブランド化若しくは6次産業化又は新特産品の研究開発の事業費に関する経費を補助し、市内農業の活性化を促進し、その振興を図るものとする。

## 2 審査方法

- (1) 農業振興課は、次項に掲げる審査事項を審査し、事業に対する方針(以下「対応方針」という。)の案を作成する。
- (2) 対応方針の案を農政審議会に報告し、意見を求める。
- (3) 市長は、農政審議会の意見を踏まえ、対応方針を決定する。

## 3 審査項目及び内容

## (1) 資格審査

- ア 要綱第3条に掲げる対象者であること。
- イ 要綱第4条に掲げる事業であること。

## (2) 審査項目

- ア 事業計画書の内容を審査し、別表1の各項目について5段階で評価を行う。
- イ 評価は別表2の基準で行う。

## (3) 事業の採択は次の基準で行う。

- ア 合計26点以上は適格とする。
- イ 合計25点以下は不適格とする。
- ウ 合計26点以上の事業が複数あった場合は、評価点の合計の高い事業から予算の範囲内で採択する。

## 4 補助金対象経費の査定

要綱第5条に掲げる補助金対象経費は必要な最低限の経費とする。

## 5 実地調査

農業振興課は必要に応じ、実地調査を行うことができる。

附 則

この基準は平成29年6月20日から適用する。

附 則

この基準は令和2年5月20日から適用する。

別表 1

| 項 目   | 内 容                         |
|-------|-----------------------------|
| 新 規 性 | 新しい発想やアイデアが認められる。           |
| 地 域 性 | 地域の課題解決や活性化につながる取り組みが認められる。 |
| 実 現 性 | 具体的かつ計画的な事業計画が認められる。        |
| 発 展 性 | 持続的な取り組みと認められる。             |
| 市 場 性 | 三郷市産農産物の市場価値が高まると認められる。     |
| 公 共 性 | 行政と連携して事業が行われると認められる。       |
| 積 極 性 | 事業に対する熱意や積極的な取り組みが認められる。    |

別表 2

| 点 数 | 基 準       |
|-----|-----------|
| 5 点 | 大いに認められる  |
| 4 点 | 認められる     |
| 3 点 | やや認められる   |
| 2 点 | あまり認められない |
| 1 点 | 認められない    |

## ○三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金交付要綱

平成29年3月23日

告示第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の振興を図るため、三郷産農産物のブランド化若しくは6次産業化又は新特産品の研究開発をする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、三郷市補助金等交付規則(昭和53年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三郷産農産物 三郷市内において育成され、又は収穫された農産物をいう。
- (2) ブランド化 農業者又は農業団体が主体的に三郷産農産物をブランドとして構築することをいう。
- (3) 6次産業化 農業者又は農業団体が主体的に三郷産農産物を加工し、及び流通・販売することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、市内に住所を有し、かつ、市税を完納している農業者(次条第1項第2号に掲げる事業を行う者に限る。)又は市内に住所を有する農業者を5名以上含み構成する農業団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号及び第5号に該当する事業とする。

- (1) ブランド化事業
- (2) 6次産業化事業
- (3) 市の新特産品の研究開発事業
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがない事業
- (5) 第8条の規定による補助金の交付決定を受けた場合において、市が、当該事業をPRすることについて当該事業に係る補助対象者の同意を得た事業

2 市長は、期間を定めて補助対象事業を公募するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に必要な経費であって、別表に掲げるもののうち市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の額とし、1補助対象者あたり同一年度内において50万円を上限とする。ただし、補助対象者が、当該補助対象事業について国、地方公共団体等の公的機関から補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を補助対象経費から控除する

ものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する期日までに、三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業に係る見積書
- (3) 市税納税証明書(農業者の場合)
- (4) 定款又は規約並びに団体の役員及び構成員の名簿(農業団体の場合)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助金交付決定者」という。)は、前条の規定により補助金の交付決定をされた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は当該補助事業の実施を延期し、若しくは中止しようとするときは、速やかに三郷市チャレンジ農業支援事業変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、三郷市チャレンジ農業支援事業変更等承認・不承認決定通知書(様式第4号)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに三郷市チャレンジ農業支援事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施成果書
- (2) 経費明細書
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 購入品、成果品の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、補助金交付決定者

に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた補助金交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(4) 不作為等により事業が計画どおり進捗していないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告及び実地調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付決定者に報告を求め、又は実地調査することができる。

(帳簿等の保管)

第15条 補助金交付決定者は、当該補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、当該補助事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月10日告示第39号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

| 補助対象経費                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 専門員、指導員等の謝金及び旅費</p> <p>(2) 研修、マーケティング活動、PR・販売促進活動等に要する旅費</p> <p>(3) 原材料費(パッケージ等の原材料費を含む。)</p> <p>(4) 外注加工費、技術コンサルタント委託料、試験検査手数料、デザイン委託料等</p> <p>(5) イベント出店又は販売促進に係る広告又は宣伝に要する経費</p> <p>(6) 商標登録等に要する経費</p> <p>(7) 事業に要する機械、資材、資料等の購入費</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、事業を行う上で市長が必要と認める経費</p> |

## ○三郷市農政審議会条例

昭和47年3月24日

条例第14号

(設置)

第1条 三郷市の農政に関する必要な事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、三郷市農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、農政に関する必要な事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者又は組織に属する者のうちから市長が委嘱する。

(1) 農業委員

(2) 農業協同組合

(3) 農業共済組合

(4) 市内の各種農業団体

(5) 知識経験を有する者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 その職にあるために委員となった者の任期は、その在職期間中とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 委員定数の3分の1以上の者から招集の要求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 前項の場合、会長は表決に加わることができない。

(専門委員)

第7条 専門事項の調査をするため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域振興部農業振興課において処理する。

(審議会への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月29日条例第5号)抄

1 この条例は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月23日条例第4号)

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月16日条例第1号)抄

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月18日条例第30号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際現に委員である者は、この条例施行の日に委嘱されたものとみなす。

附 則(平成16年1月20日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月16日条例第32号)

この条例は、平成17年8月11日から施行する。

附 則(平成19年9月26日条例第26号)

この条例中第1条の規定は平成20年6月1日から、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月13日条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月16日条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月16日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月9日条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○三郷市農政審議会運営規則

昭和47年5月3日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市農政審議会条例(昭和47年条例第14号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、三郷市農政審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期)

第2条 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(代理)

第3条 条例第3条第2項第2号から第5号までに掲げる者につき委嘱された委員に事故があるとき、又は欠けたときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者は、議事に参与し、決議の数に加わることができる。

(招集)

第4条 会長は、審議会開催の3日前までに招集の日時、場所及び会議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(会議録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 案件の内容
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席及び欠席した委員の氏名
- (4) 審議の経過
- (5) 賛否の数

(参考人)

第6条 会長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三郷市農政審議会委員名簿

任期 令和4年8月1日から令和6年7月31日

| NO | 委員名                 | 選出母体      | 備 考                     |
|----|---------------------|-----------|-------------------------|
| 1  | 秋 谷 直 邦<br>(会長職務代理) | 農業委員      | 農業委員会                   |
| 2  | 大 熊 陽 子             | 農業委員      | 農業委員会                   |
| 3  | 加 藤 正               | 農業協同組合    | さいかつ農業協同組合              |
| 4  | 島 根 英 雄<br>(会長)     | 農業共済組合    | 埼玉県農業共済組合               |
| 5  | 篠 田 猛               | 市内の各種農業団体 | 三郷市農業青年会議所              |
| 6  | 島 根 和 政             | 市内の各種農業団体 | 三郷洋菜出荷組合                |
| 7  | 加 藤 妙 和             | 市内の各種農業団体 | 三郷市農業女性団体<br>(早稲田ふれあい会) |
| 8  | 鈴 木 敏 弘             | 知識経験を有する者 | 認定農業者                   |
| 9  | 中 川 富保子             | 知識経験を有する者 | 三郷市商工会女性部               |
| 10 | 岩 元 篤               | 知識経験を有する者 | 県職員<br>(春日部農林振興センター)    |